

(1) 不当な差別的取扱い

「不当な差別的取扱い」に係る法的判断の検討プロセスのフローは以下のとおりとなります。

「不当な差別的取扱い」法的判断の検討プロセス フロー

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

Q1 事業者の対応は、事業（財・サービスや各種機会の提供等）を行うに当たり行ったものですか？

Yes 事業を行うに当たり行ったもの

No 事業での対応に関係ない

Q2 事業者の対応には、障害を理由とする、障害者でない者と比べた異なる取扱いがありますか？

Yes ある

No ない

Q3 事業者の対応は、障害者、事業者、第三者の権利利益等の観点から、正当な理由によるものと判断できるでしょうか？

正当な理由の判断の視点

（以下の①と②両方を満たせば「正当な理由あり」）

- ① Q2の異なる取扱いは、客観的に見て正当な目的の下に行われたものか
 - ・障害者、事業者、第三者の権利利益の観点から検討
(例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止 等)
- ② その目的に照らしてやむを得ないといえるか
 - ・①の目的のために必要な範囲のものとなっているか？
 - ・必要な範囲を超えて不必要な制限を課すものとなっていないか？

No 正当な理由なし

Yes 正当な理由あり

事業者の対応は
「不当な差別的取扱い」に
該当

事業者の対応は
「不当な差別的取扱い」に
該当しない

障害者から申出があった場合には「合理的配慮の提供」を検討

(2) 合理的配慮の提供

「合理的配慮の提供」に係る法的判断の検討プロセスのフローは以下のとおりとなります。

「合理的配慮の提供」法的判断の検討プロセス フロー

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条（略）

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるまいよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

※改正法により、令和6年4月1日から義務化（改正後の条文は以下のとおり）

第八条（略）

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるまいよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

Q1 障害者から事業者に対し、事業（財・サービスや各種機会の提供等）を行うに当たり社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明がありましたか

Yes ある

- ・本人からの求め
- ・家族や支援者・介助者等からの求め（本人からの意思表明が困難な場合）

No ない

Q2 求められている配慮は、社会的障壁の除去について「必要かつ合理的な配慮」に該当しますか

必要かつ合理的な配慮とは

（以下の3つ全てを満たす必要がある）

事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、

①必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること

②障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること

③事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

Yes 該当する（①～③全てを満たす）

No 該当しない（①～③を満たさない）

Q3 求められている配慮は「過重な負担」に該当しますか

過重な負担の判断の要素等

- ・事業への影響の程度
- ・実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ・費用・負担の程度
- ・事務・事業規模
- ・財政・財務状況

Yes 該当する

No 該当しない

Q4 建設的対話により、どのような代替案が考えられますか

合理的配慮の提供